

銓選之害

人材の如何を問はずして只法規に拘はりて人を採るが故に法規に熟達せる胥吏の輩が自然任官の關鍵を握るに至り吏部といふ銓考の官衙ありても毫も其の實を擧ぐる能はざるの弊を述べたり。

人材

科擧の制などに拘はりて人材を逸するの害を論じたり。

部刺史

漢代に部刺史といへる官あり官位は卑けれども政治監視の任務重くして其の成績良好なりき刺史を罷めて州牧といへるものを置き一地方の政治を專任せしめたるよりして惡弊を生じたり位卑くして責重きは其の人をして職に忠ならしむる所以にして政治の監督を完うする良法なる由を論ぜり。

六條之外は察せず

部刺史の職は六條の監視を爲したるものにして郡守縣令の任務に干渉したるにはあらず其の干渉を敢てせしむるは却て政治の秩序を紊るものなるを謂へり。

隋以後の刺史

隋の文帝に至りて制度を一變し漢代に在つて政治の監督に任じたる刺史を以て州の長官の名と爲し郡の大守に同じきものと爲せり宋に至つて其の地方長官たる者の俸祿を薄うし之れが爲めに彼等をして貪欲ならざるを得ざらしめ其の弊延て明代に及べるを論じたり。

知縣

知縣とは縣令にあらずして假に縣政を管理する者の稱なりき其の名稱は唐

代に起り宋代に於ても知縣は正官に非ざりしを明代に至つては本職の名となれるを説けり。

知州

知州は宋代の初に起り節度使の權力を抑へむが爲め文官をして假に州政を掌らしめたるに本づくものなりしが幾ばくもなく正官の名となりしを説けり。

知府

知府の名も宋に起り宋代には皇族を以て府尹と爲し後に府尹となる者無かりしに由り假に府政を掌らしむる爲めに知府を起きたり明代に知府を以て本職の名と爲せるは古義に違へりと謂へり。

守令

郡縣の守令は直接に民に親しむべき者にして天子たる者は治民の責を守令

に委ねざる可からず然るに天子は專制の私欲を恣にせむと欲して守令を重んずべき所以を覺らず従つて治民の實權は卑しき屬吏の手に落つるに至れるなりと謂へり。

刺史守相は得召見せらるるを得たり

漢の世に郡の太守は親しく天子に謁して政況を語るを得たり唐代にても猶ほ此の意を存しぬ従つて地方の政況能く上聞に達するを得たりしが後世は別に人をして地方監察に任せしむるのみにて親しく地方の長官を召見すること無きが故に民情上に通ぜざるに至れるを論じたり。

京官必ず用守令を用ひたり

郡縣の守令を経たる者より京官を選川することは民情を上達せしむる良法にして唐宋の世には猶ほ行はれたりしを明代に在つては只文章に由つて官吏を採り牧民の務を忽にしたるを謂へり。

宗室

漢唐の世に於ては皇族と雖庶民に参はりて内外の官に就き成績を擧げたる者あり明代に至つては皇族をして徒食せしめ又之れを冷遇して顧みざりき蓋し皇族の親しみを厚うすることは朝廷の安固を保つ所以にして明末一たび皇族を推奨する法を設けたりしも事既に遅かりしを論じたり。

藩鎮

外敵防禦に必要な兵力は之れを地方の當局者に委托して適宜の處置を取るを許さざる可からず天子たる者専制の私欲に驅られ一切の兵權を一手に左右せむとするは却て國家の防備を弱むる所以なるを説けり。

輔郡

京師を防衛するが爲めには殊に其の周圍の地方を安固にする手段を講ぜざ

る可からざるを言へり。

邊縣

敵境に接近せる地方に於ては其の土民の愛郷心を利用して郷兵の組織を立てたること宋代に於ける弓箭社の如きものを推奨し明末に於て防備の務を俗吏に一任したるの弊を論ぜり。

宦官

特に明代に於ける宦官の弊を述べたり明夷待訪録の奄官の篇と併せ看るべきものなり。

禁自宮

前條に聯繫し己れ自から宮して仕進を求むる者多かりし弊害を述べたり。

斗斛丈尺

權量の齊一ならざるは民間の僞巧を誘ひ延ては國政の統一を破る所以なるを論じたり。

後魏田制

唐の田制の先驅を爲せる後魏の田制を説き其の善法なるを稱揚したり。

豫借

收税の期限に先だちて早くより納税せしむるの害を論じ唐の代宗の代に行はれし青苗錢(宋の王安石の青苗錢に非ず)は後世の豫借の始なりと言へり。

驛傳

古來の驛傳法は三十里に一驛を置きたりしに後世其の距離を延長せしめて

却て驛傳の便を失ひ且つ驛毎に倉を設けて穀を貯へたりしは旅客の便を圖るのみに非ずして實に不幸の救済に充てたるものなるを説けり。

行鹽

明代に於て某産地の鹽は某方面に使用せられざる可からずといふ使用地域劃定せられ鹽商が随意の地に鹽を運ぶを禁じたり然るに地理上の關係に由りて此の規定を不便とする場合多く之れが爲めに鹽の密賣を生じ其の禁制の法煩はしくなり延て動亂の禍因となれる所以を説けり。

黃金

黃金は古來豊富なりしに後世奢侈の爲めに濫用せられて次第に其の量を減するに至れるを説き金と銀との比價につきて詳細の研究を掲けたり。

銀

唐宋以前は銅錢を貨幣とする事普通なりしに金代に至つて銀貨をも用ひ又銀塊を以て交易の媒介とするに至れり明の中世以後租税を納むるにも俸祿を供するにも凡て銀を用ひしめたるが其の結果として官府の貯穀は乏しく民間の穀價は下落して延て政治に大害を及ぼすに至れるを論じたり。

以錢爲賦

租税に錢を用ふるは唐の兩税法以來の事なり農民は本と穀帛を産出する者にして特に穀帛を賣つて錢に代へ之れを以て納税すといふは農民の苦痛とする所なり其の錢を得ることも穀價の高低に由りて相異り農民は次第に農を厭ふて商に走らむとする患あるを痛論したり後に見ゆる錢糧論を参照すべし。

錢法之變

錢なるものは永世通用せらる可き性質のものにして古錢を其のまま後世に使用し居たる例頗る多し悉く古錢を廢して新錢を鑄むとすれば銅の不足を感

ずるのみならず新錢は往々粗惡にして不便を生ず明末に於て其の弊著るしかりき又錢は歷代相承けて通用せらる可き寶貨なれば錢面に年號を鑄るが如きは無益の事にして却て後代の君をして前代の錢を銷毀せしむるの弊を招くものなりと謂へり後に見ゆる錢法論を併せ看る可し。

銅

古代の兵器は銅を以て作りしが周末より銅漸く減じ鐵を以て之れに代へ漢以後は銅器益々少なくなれり従つて錢を鑄るに付て銅の不足を告げられたれば歷代屢令を下して民間に於て銅器を用ふるを禁じ又銅を採掘する法を講じ後周の世宗の如きは佛像を毀ちて銅錢を作るに至れる由を論じたり。

鈔

鈔紙幣の起源は錢の重きを患へて之れに代ふ可き便法を講じたるに在り明代に於ても鈔を造りたれど當時一般に銀を使用したるに由り鈔は自然行はれ

す朝廷の鈔の通用を奨励せる方案は殆ど其の効なかりしを論じたり。

俸 祿

官吏の貪暴なるは主として俸祿の薄きに由るものなるを論じ明代に於ける俸祿の制につきて稍詳に説明を加へたり。

(以下五篇は日知錄に載せられず別に顧炎武の亭林文集より抄出せるものなり)

郡 縣 論

封建の變じて郡縣となれるは自然の勢なれども郡縣の世となりて天子の專制行はれし弊害の爲めに其の郡縣も亦一段の改革を要するに至れり天子たる者は專制を欲する私心を去り郡縣の守令の權限を擴大して治民の責を委ねざる可からず即ち目下の良策は封建を郡縣の中に寓するに在りと痛論したり。

錢 糧 論

唐の代に至るまで納税は粟帛を以てしたりしに唐の中世に兩税法設けられて錢を納むるに至れり然れど銀を用ふる事なかりき金の代に銀を以て交易すること起り明末に及んで銀は上下を通じて用ひられ民は銀を以て納税するの苦に堪へざらむとしき銀を徵收するに伴ふて奸吏は火耗と稱する附加税を私して民間愈々苦しめり銀を用ふるの弊ここに極まれりと謂へり。

軍 制 論

明代軍制の缺陷を説きたるものにして明初には軍田を附屬せしめたる衛所の軍といふものありしが其の用を盡くさざるに至り更に民間より徵發せる民兵なるものを設け民兵も亦用を充たす能はずして更に新に兵を募る事となり畢竟無用の兵多く冗費夥しかりしかば其の大害を矯正する法如何を論じたるなり。

形勢論

長江と漢水の合流する方面即ち襄陽より武昌に互る地方は西に向つては巴蜀を經略するの便あり東に向つては長江下流所謂江南地方を威制する地理上の形勝を占む北より南へ向ふにも南より北へ向ふにも先づ襄陽武昌地方を掌握せざる可からず江南を守るに付ても襄陽方面を忽にす可からざるのみならず又直接長江を以て國境とするは危く必ず淮水まで進出せざる可からず是れ戰守共に行動の自由に便なる餘地を存せざる可からざるが故なりと謂へり。

錢法論

明代に於て錢の改鑄を濫にせざりしは善法といふ可けれども主として銀を用ひたる結果錢を上へ收用するを忘れ之れが爲めに制錢の流通を阻害し偽錢の頻發を招きたりしは畢竟錢を行ふの法善からざりしに因るなりと謂へり。

日知錄は三十餘年を積んで成れる書にして顧炎武が一生の精力を注ぎたる

ものなり。其の體裁は多く考據を列舉して少しく論斷を挟みたるものなれば只通讀するのみにては其の書の本旨を覺るに苦しむなる可し。彼れが人に與へたる書中に謂へらく是の書は多聞を來學に啓き一治を後王に待つものにして自から其の書の必傳を信じて猥に人に示さざりきと。日知錄は蓋し經世の志に本づける資治の書なり時弊の由來せる所を考核して世人を警しめ政道の復古を圖りて後の爲政者を訓へむとする抱負を懐けるものなり。政道の復古を唱ふるは支那學者の通習なるに似たれども顧炎武の説く所は單に理想を述ぶるに在らず一一考據を精しうして先づ時弊を指摘し溯つて古の政道を回顧せしむるに勉めたれば人をして支那に於ける政治方針の沿革を理解せしむるに付きては頗る裨益あるものと謂ふ可し。其筆法寧ろ穩健にして矯激の氣なしとはいへ其の政論の本旨は帝王專制政治の大害を明らかにし專制の權威普く行はるるに伴ふて國家の衰弱を招くに至る所以を説き政權の一部を地方に分任し自治に近き處置を執らしむるの有利なるを論斷せるに在つて黃宗羲の所見と一致せる所多し。顧氏が書を黃宗羲に寄せて明夷待訪錄を激賞したる

も宜なりといふ可し。

三書梗概終

支那近世政治思潮 附録第二

三家小傳

譯者稿

三家小傳

序記

清の章學誠は文史通義を著はし其の中に浙東の學術を論じて謂へらく世人は顧炎武を推して開國の儒宗と爲せども是れ浙西の學にして同時に黃宗羲の浙東に出でたるを知らざる可からず二氏互に相推服して相誹らず故に浙東浙西の學並び行はれて悖らざりしなりと。江浙の地は學問文章の淵藪として知らるる所なり。明末清初の際顧氏は浙西に現はれ黃氏は浙東に出で時を同じうして各其の學を發揮したり。顧氏の學は博雅を重んじ黃氏の學は一家の見を立つるを貴べるに似たれども其の後學を啓發したるに於ては二家共に其の美を成せり。今顧氏の事は張穆の作れる顧亭林先生年譜に據り黃氏の事は黃

盧炳の編める黃梨洲先生年譜に據りて各其の小傳を叙せむ。

一 顧炎武

今の上海の西二十餘里に崑山縣あり即ち顧炎武の生地なり。顧炎武字は寧人といひ學者之れを亭林先生と稱せり。明の萬曆四十一年吾が慶長十八年西曆一六一三年に生れ七歳にして塾に就き長ずるに従つて屢試に應じ初めて兵部司務に任ぜられしは其の三十二歳の時の事なり。時に崇禎十七年明の毅宗は李自成に攻められ恨を呑んで北京城中に崩じ福王由崧更に南京に即位する事となりぬ顧氏は初めて南京の朝廷より召されたるなり。翌年南京は清軍に陥れられ崑山の地方も兵禍に罹り顧氏は軍に従つて敵に抗したれども克たず顧氏の家も劫かされき。唐王聿鍵更に福州に即位し顧氏は遙に兵部職方司主事を授けらる。軍制論形勢論錢法論などを作りしは是の年の事なり。

翌年唐王敗れ死し桂王更に肇慶に立ちぬ。是れより十年の間顧氏は江浙の

間に轉々し四十三歳に至つて復た崑山の故居に歸來せり。四十五歳の時遠く北遊して長城方面を巡り東は山海關に至り西は居庸關を探り歸つて暫く淮上に居りしが其の頃明の桂王遂に捕へられて明朝恢復の望全く絶えたり是れ顧氏四十九歳の時の事なり。翌康熙元年より顧氏再び北上して山東直隸山西陝西河南の地を巡歴し康熙九年五十八歳の時初て日知錄を刻しぬ。この時の刻本は八卷なり今の三十二卷は顧氏の歿後康熙三十四年に至つて刻せられたるなり其の巡歴の間河南に於ては孫奇逢を訪ひ山西に於ては朱彝尊

閻若璩に會したる事あり又逆詩の一案に累はされて山東の獄に繋がれたる事あり。又屢北京に出入して名を知られたりしが當時清朝は明史を纂修せむと欲して特に海内の學者を招き康熙十七年顧氏六十六歳の時に齊しく學者を北京に集めて採否を決せむとしき。その時顧氏を推舉せむとする者ありしが到底出でて仕へざる可きを察して乃ち已めり。顧氏も亦是れより都門に出入するを避けたり。翌年改めて史局へ招聘せられたれど固く之れを辭しぬ。其の後山西に遊びて曲沃縣の韓村に寓し居たりしが偶馬より落ちて病起り遂に其の地に歿したり。是れ康熙二十一年吾が天和二年西曆一六八二年の事にして歳正に七十なりき儒林史

傳並に全祖望の神道表に顧氏は華陰に歿して歳六十九なりきといへるを張穆の年譜には之れを誤と爲せり。

顧氏は四十五歳の頃より以後崑山に家居すること無くして其の歿する前二十餘年の間は絶えず北地に客遊したり。江藩の漢學師承記に曰く炎武は本と南人なりしも好んで北土に居り嘗て人に語つて吾が性舟行食稻する能はずして餐麥跨鞍を喜ぶと謂へり。全祖望の作れる神道表に見る顧氏の客遊せるや二馬二騾を以て書載せて自から隨へ平原大野を行くに方りて意を留むるに足る程のものなくば鞍上に於て諸經注を默誦し偶忘れたる所あらば坊肆の中に書を求めて之を熟讀したりといふ。天下郡國利病書百卷を著はせるに付きては實に多年の歴遊に由りて益を得たる所多かりしなり。又想ふに其の世は明清交替の際に方り明朝没落の慘狀を目撃したるなれば顧氏も痛歎の思已み難く北遊の中に在りても幾たびか南歸して南京を訪ひ明朝の陵墓を弔し懷舊の念を詩文の中に寓せる事多し。蓋し顧氏は時に合はざる義士にして遊歴の間に身を隠したるものと謂ふ可し。

王昶が汪中に與へたる書に據れば顧氏若かりし時毎年春夏の候に經書を復

習したり即ち四人の學者を招きて左右に坐せしめ注疏本を前に置き己れ其の中に居りて亦前に經本を置き一人をして注疏本を誦讀せしめ己れ之れを聽きながら不審の件あらば詳に問ふて辯論を交へたり凡そ二十枚を讀む毎に一人を易へ四人一周して復た始め大抵一日に二百枚を讀ませて之れを記憶するを努めたりといふ。顧氏が博覽強記を以て聞えたりしは其の故ある事にして歿するに至るまで刻苦精厲の功を積みて倦まざりしなり。

顧炎武は常に百餘年來の學者が心と言ひ性といひながら實は茫然として其の解を得ず然かも國家の困窮に付きては毫も意を留めざりしを慨歎し恥を知らざるは本無き人なり一身より天下國家の事に及ぶまで皆學に非ざるはなしと謂ひて當世の學者が凡て本無き人にして徒に空虛の心性を講ずるを誹れり。經書を究めずして禪學の語録を頼み世務に關する論議をば巧言なりとして排斥したるは顧炎武の言へるが如く實に明末學者の通弊なりき。顧炎武の志は一一經傳を尋ねて原委を探り是非を考へ得失を正しうし經史吏治財賦典禮藝文の類總て論據を古書に求め廣く識者の意見を徴して當世に實益を與ふべき

論究に力を用ふるに在りき。是れ彼れが所謂考證學の開祖として尊ばるる所以にして彼れをして此の如き學風を樹つるに至らしめたるは實に明末の學問が空理を談じ空論を恣にしたるの反動に出づ。殊に彼れは明末亂離の世に遭ひて國家の衰亡を目撃したる事とて深く時事に感ずる所あり經世の要務を講求せむと欲するの心切なりき。然らば顧氏の學風は一ツには明末學問の弊より生じたる反動の勢に促がされたるものなると共に又一ツには當時の世變に由りて深き刺激を受けたるものと謂ふ可し。

顧炎武歿して後特に其の學を相承せる學統と稱すべきものなしと雖彼れが模範を示したる實事求是の學風は年を逐ふて世に弘まり清初の學術思想をして顯著なる特色を有せしむるに至れり其の功偉なりと謂ふ可し。顧氏の著書極めて多きことは王夫之、黃宗羲と比肩するに足れり。今その著述書目を列舉すれば左の如し。

日知錄三十二卷補遺四卷。

天下郡國利病書一百卷。

音學五書。(古音表三卷。易音三卷。詩本音十卷。唐韻正二十卷。音論三卷)

肇域記一百卷。

十九陵圖志六卷。

萬歲山攷一卷。

岱嶽記八卷。

北平古今記十卷。

建康古今記十卷。

二十一史年表十卷。

弗錄十五卷。

詩律蒙告一卷。

營平二州史事六卷。

下學指南一卷。

當務書六卷。

官田始末攷一卷。

熹廟諒闇記一卷。

左傳杜解補正三卷。

九經誤字一卷。

五經同異三卷。

韻補正二卷。

聖安記事二卷。

顧氏譜系攷一卷。

明季實錄一卷。

歷代帝王宅京記二十卷。

昌平山水記二卷。

營平二州地名記二卷。

京東攷古錄一卷。

山東攷古錄一卷。

誦觚一卷。

求古錄一卷。

金石文字記六卷。

石經攷一卷。

菰中隨筆三卷。

救文格論一卷。

亭林雜錄一卷。

亭林文集六卷。

亭林詩集五卷。

亭林餘集一卷。

亭林佚詩一卷。

右の中には單行本として行はるるものあり又其の存否を詳にせざるものあり。左傳杜解補正以下のものは亭林遺書と題し合編して世に行はる。この外なほ近儒名論甲集纂錄易解區言五十卷治河事備錄等の著ありしといふ。

二 黃宗羲

顧炎武の生れたる崑山縣より南遙に杭州灣を隔てて灣の南岸に近く餘姚縣あり即ち明の王陽明の生れたる處にして黃宗羲も亦實に餘姚の人なりき。黃宗羲は明の萬曆三十八年吾が國長十五年 西曆一六〇年に生れ顧炎武の出生に先だつこと僅に三年

なり。黃氏字を太冲といひ南雷と號し世に之れを梨洲先生と稱せり。

父黃尊素が宦官魏忠賢に逆らひ獄に投ぜられて卒したりし時は宗羲歳十七なりしが痛憤已み難く十九歳の時父の冤を訴へむとて北京に入りしに魏忠賢既に誅せられたれば携ふる所の長錐を以て其の逆黨の父を陥れたる者を刺して餘憤を洩らしぬ。歸つて後劉宗周(念臺と號す)の教を受け又父の遺訓を奉じて先づ史籍を通讀し更に同志を集めて講學に心を傾け又多く書を藏せる家を訪ひて繙閱を樂しめり。

崇禎十七年黃氏三十五歳の時北京陥りて明帝亂中に崩じぬ。黃氏乃ち同志と與に義兵を擧げて南京の福王に事へむと欲したれど阮大鍼の一黨に妨げられて果さず更に郷里の子弟を糾合して監國魯王に事へたり。四十歳の時魯王の命を奉じて馮京第と共に吾が日本に使用して援軍を求めたれども容れられざりき日本乞師紀海外働哭記は是の時の事を記せるなり。

清の順治八年黃氏四十二歳の時清軍舟山島を陥れ魯王南に走りぬ。黃氏は母を護らむと欲するの念切にして別れて又浙東に歸り暗に魯王と消息を通じ

間を得れば書を著はし好學の士と會して相樂しめり。其の明夷待訪録を著はしたるは康熙元年黃氏五十三歳の時の事なり。五十六歳の時には萬斯大萬斯同等二十餘人來つて教を受けたり。其の頃黃氏の名既に普く浙東に聞え來り請ふて講經の會を開くもの多かりしが黃氏は人を戒めて學問は必ず六經を以て根柢と爲し空談に失すること勿れと謂へり。

康熙十五年黃氏六十七歳の時顧炎武書を寄せて明夷待訪録を激賞し且つ其の著はせる日知録を送り來つて批評を求めたり。明儒學案六十二卷の成れるも亦是の歳の事なりき。康熙十七年清朝明史を纂修するに付きて博學鴻儒を招き黃氏も徵されむとせしが黃氏應ぜず翌年門人萬斯同招かれて史館に入れり。黃氏は招きに應ぜざりしも黃氏の論著竝に見聞せる所にして明史の編纂に資すべきものは凡て鈔録して史館に送られ編纂の方針につきても黃氏の立案を採れる所頗る多し。

康熙二十九年清帝は顧問に備ふ可き博學の士を求めむと欲して之れを尙書乾學に問ひしに徐乾學答へて臣が知る所を以てすれば只浙江の黃宗義ある

のみと謂へり。その頃顧炎武既に歿し黃氏は是の年八十一歳の高齡を以て一代の儒宗と仰がれ居たりしなり。今水經の成れるも是の年の事にして翌年には明文海四百八十二卷の選を了りぬ。然れども老病交、到り康熙三十四年元孫が八九年西曆一を以て郷里に歿しぬ時に歳八十六。

顧炎武の文を読むものは其の謹嚴敦厚の風に服するなる可く黃宗義の文を誦する者は其の卓厲激越の氣に感するなる可し。是れ二氏の性格相異なるに本づくとはいへ黃宗義の經歷せる所が顧炎武に比べて更に感慨多かりしにも由るなる可し。黃氏は其の中年を流離浮沈の間に送りたり監國魯王の痛ましき苦況に同情する者は併せて魯王に仕へたる黃氏の胸中如何に孤憤を蓄へたりしかを察すべきなり。魯王没落の後黃氏は心を講學著述に傾けたりと雖自から匡海の孤臣たるを覺りて死に至るまで清朝に仕ふるを敢てせざりき。其の歿するに臨み遺命して只一被一褥を以て屍を埋め決して棺槨を川ふるなからしめたり。解く者謂へらく是れ其の身國難に遭へるを悲み屍の速に朽ちむことを希ひたるが故なりと。果して然らむには其の志亦悲しからずや。黃氏の

如きは蓋し大儒にして又大俠なりと謂ふべし。

黄宗羲の學風も顧炎武と同じく明末學問の弊より生ぜる反動の勢に促がされたるものなり。彼れ謂へらく明人の講學は禪學語録の糟粕を嘗むるのみにして經書を棄てて游談に耽る蓋し學問の要は經世に在り多く書を讀んで深く心に考へ當世の事務に切要ならしめざる可からずと。黄宗羲は宋の陸象山の學統を承けたれども敢て陸氏の論敵たりし朱子に悖る事なく却て宋代諸儒の長所を兼ね顧炎武は遠く朱子の學風を仰ぎたるものなり而して顧黄二家は亦漢代の古説を参考して識見を廣めたれば後世この二家の學風を稱して漢宋兼采の學といへり。只黄氏は一家の見を立つるを貴び顧氏は博雅を重んじたるに似たれども學風の大旨につきては相異なる所なし。

黄氏は久しく浙東に居りて永く客遊すること顧氏の如くならざりしかば門弟の集まる者多く萬斯大萬斯同は其の高弟として知られ尙ほ傳へて全祖望に至れり。其の著書の多きこと顧氏に譲らず今その書目を列舉すれば左の如し。

明儒學案六十二卷。

易學象數論六卷。

授書隨筆一卷。

春秋日食歷一卷。

律呂新義二卷。

孟子卽說四卷。

宋史叢目補遺三卷。

明史案二百四十四卷。

授時曆故一卷。

大統曆推法一卷。

西曆假如一卷。

授時曆假如一卷。

回曆假如一卷。

明文海四百八十二卷。

留書一卷。

子劉子行狀。

四明山志。

深衣攷。

補唐詩人傳。

黄氏宗譜。

自著年譜。

氣運算法。

勾股圖說。

開方命算。

測圖要義。

時憲書法解。

新推交食法一卷。

圖解一卷。

割圓八線解一卷。

姚江文略。

附錄第二 三家小傳 黄宗羲

姚江瑣事。

台宕紀游。

病榻隨筆。

黃氏喪制。

南雷文約四卷。

南雷文定齋集十一卷。

南雷文定後集四卷。

南雷文定三集三卷附錄一卷。

南雷文案四卷外卷一卷。

南雷詩歷四卷。

明夷待訪錄一卷。

破邪論一卷。

歷代甲子攷一卷。

西臺慟哭記註一卷。

冬青樹引註一卷。

汰存錄一卷。

漢考一卷。

賜姓始末一卷。

鄭成功傳一卷。

張立箬先生事略一卷。

思舊錄一卷。

金石要例一卷。

今水經二卷。

匡廬游錄一卷。

行朝錄 (隆武紀年一卷。贛州失事記一卷。紹武爭立紀一卷。魯紀年

二卷。舟山興廢記一卷。日本乞師記一卷。四明山寨記一卷。

永歷紀年一卷。沙州定亂記一卷。

右の中には單行本として行はるるものあり又散佚せりと思はるるもの
少なからず。南雷文約以下のものは梨洲遺著彙刊と題し合編して世に行
はる。其の他宋元學案百卷は黃宗羲の原著なれど成るに及ばずして黃氏
卒し後に全祖望の増補を経て完結したり。又續宋文鑑元文抄を輯めたれ
ども成るに至らずして卒せり。

三 王夫之

顧黃の二大家が浙西浙東に雄視したると時を同じうして遠く湖南の地に崛
起したる儒宗に王船山ありき。船山遺書に附せられたる船山先生行狀に據り
て其の小傳を叙せむ。

王船山名は夫之字を而農といひ薑齊と號しぬ。湖南の衡陽の人なり。後に
衡陽の石船山に隱棲したりしかば世に之れを船山先生と呼べり。明の神宗萬

曆四十七年を以て生れ顧炎武の出生に後る事六年黃宗羲の出生に後る事九年なり。船山生れしより三年前には清の太祖奴兒哈赤滿洲に於て天命と建元したり。その後明の國運漸く傾き崇禎帝(毅宗)の代に及んで内に流賊の難起り外に滿洲人の侵入あり船山二十四歳の頃流賊張獻忠大に湖南を掠め船山父子も脅かされ辛うじて危きを脱しぬ。

崇禎十七年闖賊李自成北京を陥れ明の毅宗は煤山の亭中に自經して崩じたり。船山之れを傳へ聞きて數日食はず悲憤の詩一百韻を作れり。顧氏が崑山に於て兵難に罹り黃氏が餘姚に於て兵を舉げむとせしも其の頃の事にして三氏は各處を異にして悲痛の感慨を同じうしたるなり。明の福王唐王相次で敗れ桂王遙に南海に走つて恢復を圖れるや湖南の地も一たび桂王の經營に屬し船山初めて出でて其の朝に仕へたり。然るに姦人志を逞しうして内訌絶えず船山も姦人と相容るる能はずして官を退きぬ。是れ船山が三十三歳頃の事なり。

其の後船山は永州郴州衡州邵州の間を浪遊し遂に石船山に隠れ土室を造り

て觀生居と名づけ致々として著述に従事せり。清の康熙帝の代に吳三桂亂を起し船山を招きたりしが船山應ぜずして深く隠れたり。晩年多病にして筆を執るに勝へざりしが猶ほ疾を力めて纂注を楽しみ康熙三十一年七十四歳を以て歿しぬ。顧氏の死に後るること十年黃氏の死に先だつ事三年なり。自から墓に題して「明遺臣王夫之之墓」といひ自から銘を作つて「抱劉越石之孤而命無從致。希張橫渠之正學而力不能企。幸全歸於茲邱。固銜恤以永世」と謂へり。寂莫たる終焉の狀想ふて哀しむ可きなり。顧氏は北地を歴遊して廣く群賢と交はり黃氏は家居せりと雖衆英その門に滿ちぬ。獨り王氏は貧に隠れて逝けり。後人が船山を追慕して三老の中王氏の清操最も高しと謂へるは其の深く隠れたるに同情を寄せたればなる可し。

船山の學統につきては特に記すべきもの無し。其の學は程朱を主としたれども亦張橫渠の著はしたる正蒙を愛して其の注を作り陸象山王陽明を排撃して思問錄を作れり。制度歴史の類に至りても亦力を注ぐ所ありき。晩年家貧しうして書籍紙筆に乏しく往往之れを故人門生に借りたりといふ。然れども

桂王の朝を辭してより歿するに至るまで約四十年の間書を著はして倦むこと無かりしかば其の遺書實に數百卷の多きに上れり。

清の道光二十二年鄒叔績といへるもの船山の著述に係る遺書百八十卷を刻したりしが傳流未だ廣からず又兵燹に罹れり。幸に船山の裔孫にして衡陽に在りし者遺著を藏し居たりしかば湖南湘郷の人曾國藩及び其の弟曾國荃重刻を謀り歐陽兆熊その事を督し同治四年十月を以て重刊船山遺書二百八十八卷を刻し了れり。遺著の中周易稗疏四卷、考異一卷、尙書稗疏四卷、詩稗疏四卷、考異一卷、春秋稗疏二卷は既に乾隆帝の四庫全書の中に著録せられたり。今重刊船山遺書に據りて船山著書の目錄を掲ぐることに左の如し。

周易内傳六卷、發例一卷

周易大象解一卷

周易稗疏四卷

周易考異一卷

周易外傳七卷

書經稗疏四卷

尙書考異未見

尙書引義六卷

詩經稗疏四卷

詩經考異一卷

叶韻辨一卷

詩廣傳五卷

禮記章句四十九卷

春秋家說三卷

春秋稗疏二卷

春秋世論五卷

續春秋左氏傳博議二卷

四書訓義三十八卷未刻

四書詳解未見

續四書大全說十卷

四書稗疏一卷

四書考異一卷

說文廣義三卷

右經類二十三部已刻二十部凡て百九卷。未刻一部三十八卷。未見二部卷數なし。

讀通鑑論三十卷

宋論十五卷

永曆實錄二十六卷十六卷未見

蓮峯志五卷

右史類四部凡て七十五卷。

近思錄釋未見

張子正蒙注九卷

思問錄内外篇二卷

俟解一卷

鹽夢一卷

淮南子注未見

識小錄一卷

龍源夜話補刻

莊子解三十三卷

愚鼓辭一卷

三藏法師八識規矩論贊未見

右子數十七部已刻十一部凡七十五卷。未刻一部三卷。未見六部卷數なし。

楚辭通釋十四卷

買薇稿未見

薑齋五十自定稿一卷

薑齋七十自定稿一卷

落花詩一卷

呂覽釋未見

黃書一卷

搔首問未見

老子衍一卷

莊子通一卷

相宗絡索三卷未刻

薑齋文集十卷

乾濤園初集未見

薑齋六十自定稿一卷

柳岸吟一卷

遺興詩一卷

和梅花百詠一卷

雁字詩一卷

嶽餘集一卷

船山鼓掉二集一卷

詩譯一卷

夕堂永日緒論外篇一卷

南窗外記一卷

夕堂永日八代文選評未見

夕堂永日四唐詩譯評七卷未見

詞選一卷未刻

船山經義一卷

薑齋詩騰稿一卷

右集類三十三部已刻二十五部凡七十八卷。未刻五部二十二卷。未見五部卷數なし。

洞庭秋一卷

仿體一卷

船山鼓掉初集一卷

瀟湘怨一卷

夕堂永日緒論內篇一卷

南窗漫記一卷

憶得一卷補刻

夕堂永日八代詩選評六卷未刻

夕堂永日明詩選七卷未刻

龍舟會雜劇二卷

船山制義未見

外に光緒十三年の補刻に係る左の三部七卷あり。

董齋詩分體彙四卷
董齋文集補遺二卷

董齋詩編年彙一卷

支那近世政治思潮附錄終

大正八年十二月十二日印刷
大正八年十二月十五日發行

支那近世政治思潮

(非賣品)

興亡史論刊行會

松宮春一郎

東京市牛込區榎町七番地

本間十三郎

東京市牛込區榎町七番地

日清印刷株式會社

東京市神田區今川小路一丁目一番地

山縣純次

東京市麩町區下六番町十六番地

興亡史論刊行會

電話九段六六七番

總發東京三七八二七番

著作權所有

編輯兼發行者

右代表者

印刷者

印刷所

製本者

發行所

1809
お

第二期刊行書目(有島生馬裝幀意匠)

第一卷	近代建國史	瀧川文學博士纂譯
第二卷	亞歷山遠征史	アリアヌス原著
第三卷	印度史觀	スミス原著
第四卷	歐洲民族文化史	イェリクグ原著
第五卷	海戰史論	ダリウグ原著
第六卷	政治哲學	アリストテレス原著
第七卷	立國教育論	フレイエス原著
第八卷	君主經國策批判	フレデリック大王原著
第九卷	支那近世思潮	顧・黃・王原著
第十卷	武家興亡觀	中村文學博士纂述
第十一卷	史論叢錄前	大類文學博士編纂
第十二卷	史論叢錄後	大類文學博士編纂

規 略

刊行
大正八年四月開始大正九年三月終了
◎毎月一卷宛刊行◎四六判洋装九ホ
イント新活字印刷◎每卷五百頁内外

會 費

甲種 一時前納金貳拾七圓五拾錢
乙種 毎月會費金貳圓五拾錢 入會金貳圓五拾錢前納(但終會費に充つ)
前記會費の外別に送本料を要す

編輯顧問及翻譯者

文學博士 箕作元八	文學博士 白鳥庫吉	文學博士 建部遜吾	文學博士 市村瓊次郎	文學博士 田中義成	文學博士 村川堅固	文學博士 瀨川秀雄	文學博士 大類伸	文學博士 長瀬鳳輔	文學博士 櫻山專太郎	文學博士 水村憲太郎	文學博士 坂本健一	文學博士 中島半次郎	文學博士 松井等	文學博士 堀竹雄
文學士 阿部次郎	文學士 井上忻治	文學士 有島生馬	文學士 時野谷常三郎	文學士 池田俊彦	文學士 中村孝也	文學士 山中謙二	文學士 原隨園	文學士 團下大慧	文學士 齋藤茂	文學士 田邊尚雄	文學士 入谷智定	文學士 常田宗七	文學士 加藤政司郎	文學士 松宮春一郎

~~385~~ 31122 355
~~89~~ MAT 89

終

